

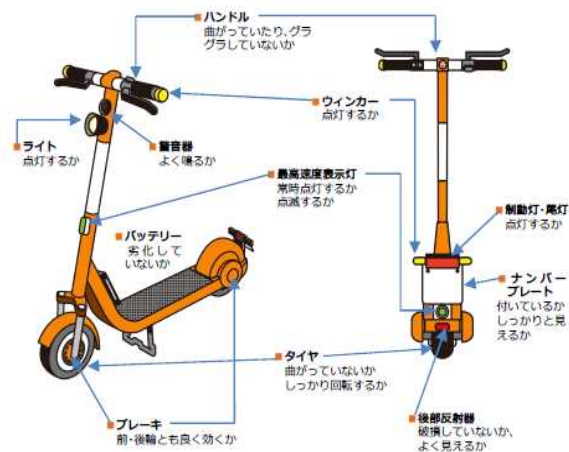
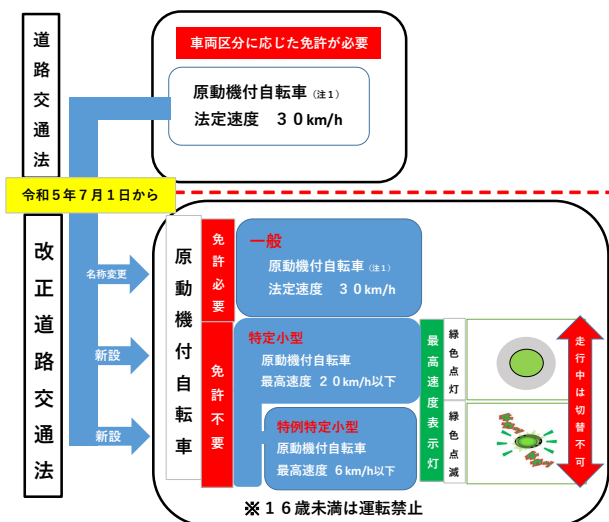
# 特定小型原動機付自転車の交通ルール

【改正道路交通法（令和5年7月1日施行）】

## 1 特定小型原動機付自転車の概要

道路交通法の一部改正が施行された令和5年7月1日以降は、原動機付自転車のうち一定の基準に該当する構造のものを「特定小型原動機付自転車」と規定し、運転免許が不要の新しいルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に必要な主な保安装置



(注1) 電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪等に該当する場合があります。また、法改正後の「一般原動機付自転車」は、従来の原動機付自転車と同じ交通ルールが適用されます。

特定小型原動機付自転車については、16歳以上の者は運転免許がなくても運転できますが、16歳未満の者は運転することができません。

## 特定小型原動機付自転車とは

次の基準を全て満たすものをいいます。

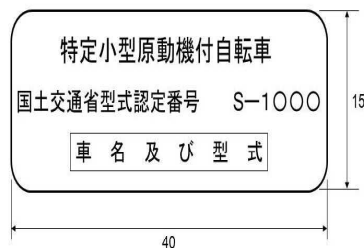
| 車体の大きさ (※1)                   | 車体の構造   |
|-------------------------------|---|
| 長さ：190cm以下                    | 原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること                             |
| 幅：60cm以下                      | 20km/hを超える速度を出すことができないこと                                  |
| ※1 車体の大きさは、普通自転車と同様           | 構造上出ることができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと |
| ※2 最高の速度の設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの | クラッチの操作を要しない機構がとられていること                                   |
|                               | 道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯 (※2) が備えられていること                   |

## 特例特定小型原動機付自転車とは

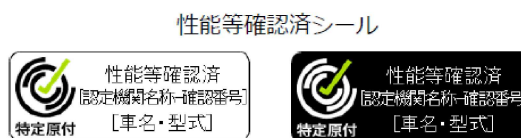
特定小型原動機付自転車のうち、次の基準を全て満たすものをいいます。

| 表示の方法   | 最高の速度  | 車体の構造 (※4)                  |
|---|--------|-----------------------------|
| 道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法 (※3) | 6 km/h | 側車を付していないこと                 |
| ※3 緑色の灯火の点滅                                   |        | 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること     |
| ※4 車体の構造は、普通自転車と同様                            |        | 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと |

※ 特定小型原動機付自転車の保安基準の適合性については、地方運輸局の型式認定番号標（金属製、塗色は緑色）又は性能等確認実施機関による表示（シール）の有無が目安となります。



【型式認定番号標】



【性能等確認済シール】

条件を満たさないものは、一般原動機付自転車や自動車に該当するので運転免許が必要です。

## 2 特定小型原動機付自転車の通行する場所

### (1) 車道通行の原則

特定小型原動機付自転車は、歩道又は路側帯と車道の区分がある道路では、車道を通行しなければなりません。（自転車道も通行することができますが、自転車通行帯が設置されている場合は、同所を通行しなければなりません。）

道路では、左側を通行しなければならず、特に車両通行帯のない道路では、左側端に沿って通行しなければなりません。

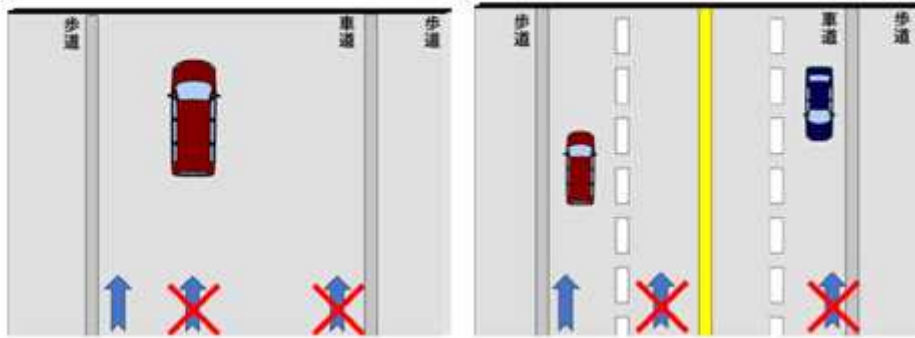
車両通行帯の設けられた道路においては、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければなりません。

### 反則金

6, 000円（原付 通行区分違反）

5, 000円（原付 通行帯違反）

## 【通行場所のイメージ】



「特定小型原動機付自転車  
・自転車専用」



「普通自転車専用通行帯」



### (2) 例外的に歩道又は路側帯を通行できる場合

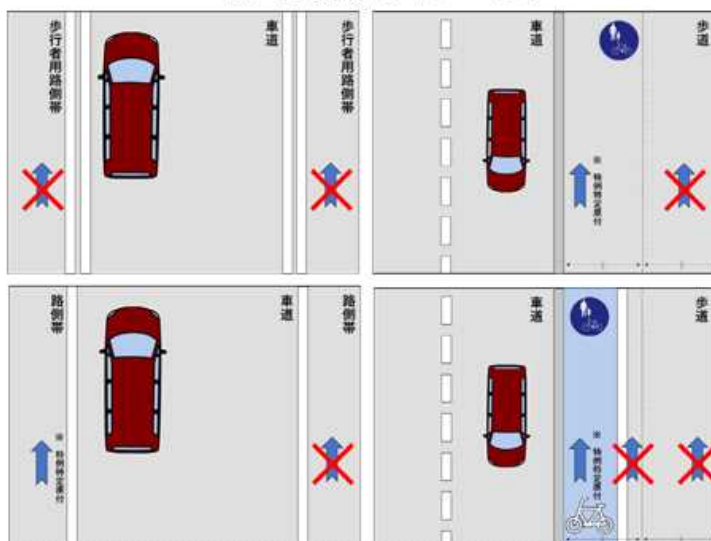
特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者専用」の道路標識等が設置されている歩道に限られます。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。



最高速度標示灯(例)

## 【通行場所のイメージ】



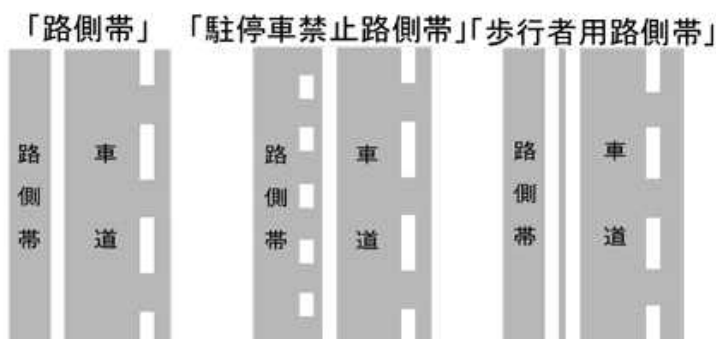
また、特例特定小型原動機付自転車は、道路左側に設けられた路側帯（歩行者用路側帯は除く。）を通行することができますが、歩行者の通行を妨害してはいけません。

### 反則金

3,000円（原付 歩道徐行義務違反）



「普通自転車等及び歩行者等専用」

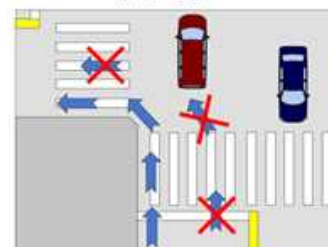


### (3) 交差点の通行方法

#### ア 左折の方法

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめウィンカーを操作して左折の合図を行い、できるだけ道路の左端にそって十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注視して曲がらなければなりません。

【イメージ】



#### イ 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

#### ※「二段階右折」とは

交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、左右の安全を確認して進行しなければなりません。

【イメージ】



### 反則金

3,000円（原付 交差点右左折方法違反）

### 3 特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

#### 〈運転する前に〉

- ・自動車損害賠償責任保険（共済）に加入しなければなりません。
- ・標識（ナンバープレート）を取り付けなければなりません。

## (1) 飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは、絶対に運転してはいけません。

**飲酒運転**は悪質危険な**運転**です。

また、飲酒運転は、運転者のみならず、

酒類提供罪（車を運転してきた人に酒を出す）

同乗罪（飲酒をした人が運転する車に乗る）

車両等提供罪（飲酒をした人に車を提供する。）

として運転者以外にも厳しい処罰が科せられます。



### 罰則

(酒酔い運転)

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(酒気帯び運転)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(車両提供罪)

運転者が酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(同乗罪・酒類提供罪)

運転者が酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



**「飲んだら乗るな。 乗るなら飲むな。」**

## (2) 運転者の年齢制限

特定小型原動機付自転車の運転には、運転免許は不要ですが、

**16歳未満の者が運転することは、禁止**

されています。

また、**16歳未満の者**に特定小型原動機付自転車を提供する（貸す、買い与える、譲渡する等）ことも禁止されています。

### 罰則

(無資格運転：16歳未満の運転)

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

(16歳未満に提供)

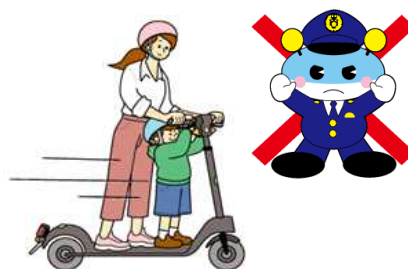
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金





### (3) 二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車の定員は一人です。  
いかなる場合でも、特定小型原動機付自転車の二人乗りをしてはいけません。  
運転の妨げになるとともに、バランスを崩しやすく、非常に危険です。



#### 反則金

5,000円（原付 定員外乗車）

### (4) 信号機の信号に従う義務

特定原動機付自転車は、原則として、車両用信号機に従わなければなりません。



ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行しているときでも、歩行者用信号機に従わなければなりません。

特例特定小型原動機付自転車は、原則として、歩行者用信号機に従わなければなりません。

ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合で、自転車横断帯を通行するときは、車両用信号機に従わなければなりません。

歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。横断を始めてはいけません。次の青色信号になるまで待ちましょう。



#### 反則金

6,000円（原付 信号無視等（赤色））

### (5) 進行の禁止等

道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

#### 反則金

5,000円（原付 通行禁止違反）

#### 主な関係する道路標識

特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。



「通行止め」



「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「特定小型原動機付  
自転車・自転車通  
行止め」

特定小型原動機付自転車も指定された進行方向に従わなければなりません。



### ※補助標識について

上記標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、普通自転車が交通規制の対象であること（対象でないこと）を示すもの（注2）については、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（対象でないこと）を示します（注3）。ただし、特に区別する必要がある場合に限り、別に示されます。

（注2）



（注3）



例えば、本規制が実施された道路は、普通自転車と同様に特定小型原動機付自転車も通行することができます。

### (6) 一時停止すべき場所

道路標識により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で、一時停止しなければなりません。

#### 反則金

5,000円（原付 指定場所一時不停止等）



### (7) 歩行者の優先

歩行者が横断歩道を横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止して歩行者に道を譲らなければなりません。

#### 反則金

6,000円（原付 横断歩行者妨害等違反）

### (8) その他守らなければならないこと

スマートフォンや携帯電話を手に保持して、通話のために使用したり、スマートフォンの画面に表示された画像を注視しながら運転してはいけません。

#### 反則金

12,000円（原付 携帯電話使用等違反）



#### 4 安全利用のために

##### (1) 乗車用ヘルメットの着用

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



##### (2) 交通事故が発生した場合には

交通事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察官に交通事故の届出をしなければなりません。

これらの措置を講じなければ、「ひき逃げ」になります。

交通事故が起きたときは、具体的には次の措置を講じなければなりません。

- ① 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所（路肩、空き地等）に車両を止め、エンジンを切る。
- ② 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼや清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行う。
- ③ 事故が発生した場所、負傷者数や負傷の程度、物の損壊の程度、事故車両の積載物などを警察官に報告し、指示を受ける。



##### 罰則（ひき逃げ）

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

##### 問合せ先

長崎県警察本部交通部交通企画課指導係  
095-820-0110（代表）